

北名古屋水道企業団監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、北名古屋水道企業団の定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成29年11月10日

北名古屋水道企業団

代表監査委員 大野 眞 一

定例監査の結果

1 監査の実施日

平成29年11月1日

2 監査の場所

北名古屋水道企業団 会議室

3 定例監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係書類や監査資料を調査するとともに、関係職員から説明を聴取して、事務事業の執行が、適正かつ合理的、効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

特に監査の要点としては次の事項である。

- (1) 北名古屋水道企業団公共工事の前払金取扱要綱に基づく前払い状況及び配水管布設替工事No.03の関係書類について
- (2) 指定給水装置工事事業者の実態調査について
- (3) 住居手当及び通勤手当の認定・支給対象職員状況について

4 監査の結果

監査を実施した事項及び事務事業の執行処理状況については、適正になされていると認められた。